

令和5年1月の養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議の議論の取りまとめを踏まえ、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等を作成しましたので、送付いたします。

5 初健食第5号  
令和5年7月5日

各都道府県・指定都市教育委員会  
人 事 主 管 課 長  
学 校 保 健 主 管 課 長 殿  
学 校 給 食 主 管 課 長  
教 職 員 研 修 主 管 課 長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長  
堀 野 晶 三

文部科学省初等中等教育局財務課長  
村 尾 崇

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
南 野 圭 史

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）

文部科学省においては、令和4年3月以降、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議を開催し、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に向けた検討を行い、令和5年1月17日に議論の取りまとめを公表したところです。

議論の取りまとめでは、養護教諭及び栄養教諭について、「各教育委員会において職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化」するために、文部科学省が取り組むべき方策として、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）や事務職員と同様に「標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」を示すこととされています。

これを踏まえ、この度、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図るための小学校及び中学校（義務教育学校を含む。）に係る学校管理規則の参考例（別添1）並びに養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例（別添2）を作成しましたので、その留意事項等と併せて送付いたします。

「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（令和2年7月17日付け2初初企第14号）において、「養護教諭や栄養教諭等その他の職について同様に学校管理規則等にその標準的な職務を位置付ける場合には、

学校種や職による職務の性質の違いにも御留意いただきますようお願いいたします。」としているところですが、各教育委員会においては、本参考例を養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容を定めるための基礎資料として活用いただくとともに、必要に応じて、本参考例を活用して関係規定等を整備いただき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知するとともに、本参考例を活用し、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図ることについて、指導・助言いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 本参考例の活用について

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容は、関係法令等を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定めるものであり、本参考例はそのための基礎資料として活用されることを想定していること。このため、関係規定等を整備する場合には、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応されることを想定していること。

また、標準的な職務の内容を定めるに当たっては、地域の実情等を考慮した上で定めることが求められること。

### 2. 標準職務に掲げる職務等について

別添2の別表第一及び別表第二に掲げる養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務」という。）については、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲並びにその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。

なお、各教育委員会の関係規定において標準的な職務として位置付けられた後においても、養護教諭及び栄養教諭に対し時間外勤務を命ずる場合は、いわゆる「超勤4項目」に当たる職務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られるものであることに変わりはないこと。

また、標準職務は、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるようにすることを趣旨として示しているものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号に定める標準職務遂行能力における趣旨とは異なるものであること。

### 3. 適切な校務分掌について

校長は、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等に応じて、

具体的に校務の分掌を定める必要があること。

その際、校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、別添2の別表第一及び別表第二に掲げていない職務であっても、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」の別添2「教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭及び栄養教諭の職務とすることも可能であること。

このほか、標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、養護教諭及び栄養教諭の校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

#### 4. 事務職員や学校給食調理員、外部人材等との分担・協働を図った業務の実施について

業務の実施に当たっては、校務分掌に基づいて、養護教諭及び栄養教諭を含む教職員の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や学校給食調理員、教員業務支援員をはじめとした外部人材等との分担・協働を図ることが重要であること。

#### 5. 保護者や地域住民等との共有について

学校管理規則等に養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を位置付けた場合には、その内容等を保護者や地域住民等と共有し、地域の理解と支援を得るよう十分努める必要があると考えられること。

別添1 学校管理規則の参考例

別添2 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例

参 考 教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月17日付け2初初企第14号）

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内4950)

<学校管理規則の参考例>

〇〇立学校管理規則

第〇章 組織編成

(養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容)

第△条 教育長は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

＜養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例＞

## 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、〇〇立学校管理規則第△条に基づき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務」という。）を明らかにすること等を通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(養護教諭の標準職務)

第二条 養護教諭の標準職務は、別表第一に掲げるとおりとする。

(栄養教諭の標準職務)

第三条 栄養教諭の標準職務は、別表第二に掲げるとおりとする。

(養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に係る留意事項)

第四条 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第一に掲げる養護教諭の標準職務及び別表第二に掲げる栄養教諭の標準職務は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。
- (2) 校長は、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。その際に、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に定めること。  
養護教諭及び栄養教諭が業務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき、教諭等や養護教諭、栄養教諭の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。
- (3) 養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

別表第一 養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
		保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
2	主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）

備考

- (一) 養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。
- (二) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

別表第二 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

学校における働き方改革に資するため、平成 31 年 1 月の中央教育審議会答申を踏まえ、教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例を作成しましたので、送付いたします。

2 初初企第 1 4 号  
令和 2 年 7 月 1 7 日

都道府県・指定都市教育委員会  
人 事 主 管 課 長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長  
浅 野 敦 行

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局財務課長  
森 友 浩 史

(印影印刷)

教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について (通知)

平成 31 年 1 月 25 日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申)」(以下「答申」という。)が取りまとめられました。

答申では、学校における働き方改革を進めるにあたり、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」を確実に実施するため、文部科学省が取り組むべき方策として、「学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル (学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化) を周知」することとされています。

これを受けて、このたび、教諭等 (主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭及び講師をいう。以下同じ。) の標準的な職務の明確化を図るための小学校及び中学校 (義務教育学校を含む。) に係る 学校管理規則の参考例 (別添 1) 及び教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例 (別添 2) を作成しましたので、送付いたします。

学校に置かれる職については、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 等で定められている職を含め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 33 条の規定に基づき各学校を設置する地方公共団体において学校管理規則等の規定で定めている職や、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者である教育委員会において教育委員会規則等の規定で定めている標準的な職として、その存在が既に明記されているものと承知しております。また、もとより、学校に置かれる職の職務内容は、関係法令等を踏まえ、サービス監督権者である教育委員会が定めるものです。

このため、各教育委員会においては、本参考例を教諭等の職務内容を定めるための基



基礎資料として活用いただくとともに、必要に応じて、本参考例を活用して関係規定等を整備いただき、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備していただくようお願いします。

なお、本参考例を活用して関係規定等を整備する場合であっても、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応いただくことを想定しています。また、教諭等の標準的な職務の明確化を図る際には、各学校・地域の実情等についても十分に考慮されるようお願いします。さらに、幼稚園、幼保連携型認定こども園、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校について同様に学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付ける場合や、養護教諭や栄養教諭等その他の職について同様に学校管理規則等にその標準的な職務を位置付ける場合には、学校種や職による職務の性質の違いにも御留意いただきますようお願いします。また、教諭等をはじめ学校に置かれる職の具体的な職務内容を定める際には、学校管理規則等に位置付けられる標準的な職務を踏まえつつ、学校規模、教諭等の配置数や経験年数、各学校・地域の実情等についても十分に考慮されるようお願いします。

このほか、学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を適切に位置付ける際の留意点を下記のとおりまとめましたので、下記の事項に留意の上、御対応いただきますようお願いします。

文部科学省としては今後とも、必要な制度改正や条件整備をはじめとして、学校と社会の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、学校における働き方改革の取組を総合的に進めてまいります。各教育委員会におかれては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日30文科初第1497号文部科学事務次官通知）も踏まえ、引き続き、学校における働き方改革を進めるために必要な取組の徹底をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、本参考例を活用し、教諭等をはじめとする学校に置かれる職の標準的な職務の明確化を図ることについて、指導・助言いただくようお願いします。

## 記

### 1. 本参考例の活用について

教諭等の職務内容は、関係法令等を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定めるものであり、本参考例はそのための基礎資料として活用していただくことを想定していること。このため、本参考例を活用して関係規定等を整備する場合であっても、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応いただくことを想定していること。また、具体的な標準的な職務を定めるに当たっては、各地方公共団体における具体的な職名や各学校・地域の実情等を考慮した上で定めることが求められること。

### 2. 標準職務例に掲げる職務等について

別添2別表に掲げる教諭等の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）については、校務の中で主として教諭等が担う職務の範囲を示したものであること。また、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものではありません。

ないこと。

標準的な職務の例を示した「教諭等」とは、校長及び教頭等の管理職以外の学校における職であって学校に関する職務を広く担う職について、標準的な職務を明確にする趣旨から、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいうものであり、標準職務例においては管理職が担う職務は示していないこと。なお、職務の中には、管理職が担うことも考えられる職務も示しているが、教諭等が担うことも想定されるため示しているところであり、実際の具体的な校務分掌に基づく役割分担については、管理職も含め、地域や学校の実情に応じ適切に実施することが考えられること。

なお、各教育委員会の関係規定において標準的な職務として位置付けられたとしても、教諭等に対し時間外勤務を命ずる場合は、いわゆる「超勤4項目」に当たる職務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られるものであることに変わりはないこと。

また、標準職務例は、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるようにすることを趣旨として示しているものであり、地方公務員法第15条の2第1項第5号に定める標準職務遂行能力における趣旨とは異なるものであること。

### 3. 標準職務例に掲げていない業務について

答申の別紙2（「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」）を踏まえ、以下に掲げる学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務や、基本的には学校以外が担うべき業務については、教諭等の業務の縮減を推進する観点から、標準職務例には掲げていないこと。なお、これら業務のうち、学校徴収金の徴収・管理に関する業務については、基本的には学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担うことが望ましいが、仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、教諭等の業務ではなく事務職員等の業務とする必要があると考えられるため、別途通知する事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等において、事務職員の標準的な職務として位置付けていること。

#### 【学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務】

- ①調査・統計等への回答に係る対応に関すること
- ②児童生徒の休み時間における対応に関すること
- ③校内清掃に係る対応に関すること
- ④部活動に係る対応に関すること

#### 【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ⑤登下校への対応に関すること
- ⑥学校外における放課後や夜間などの見回り、児童生徒の補導への対応に関すること
- ⑦学校徴収金の徴収・管理に関すること
- ⑧地域ボランティア等との連絡調整に関すること（地域学校協働活動の一環として地域学校協働推進員等が担うべきものをいい、校務分掌等で教諭等の職務の内容として定められた地域学校協働活動推進員等との連絡調整の職務を除く。）

### 4. 適切な校務分掌について

校長は、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて、具体的に校務の分掌を定める必要があると考えられること。

なお、標準職務例に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務例に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが基本的に前提であると考えられること。

#### 5. 外部人材等との分担・協働を図った職務の実施について

職務の実施に当たっては、校長は、校務分掌に基づき教諭等の中で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との分担・協働を図る必要があると考えられること。

#### 6. 保護者や地域住民等との共有について

学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付けた場合には、その目的や目標を保護者や地域住民等と共有し、地域の理解と支援を得るよう十分努める必要があると考えられること。

#### 7. 事務職員の標準的な職務について

学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付ける際には、事務職員との分担・協働についても適切に図られるよう、事務職員の標準的な職務についても併せて位置付けることが望ましいこと。その際、別途通知する事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等を参考にされたいこと。

別添 1 学校管理規則の参考例

別添 2 教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例

別添 3 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）（抜粋）

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係 菊地，中村，吉田 TEL：03-5253-4111（代表）内線 2588
--

<学校管理規則の参考例>

〇〇立学校管理規則

第〇章 組織編成

(教諭等の標準的な職務内容)

第△条 教育長は、教諭等（主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るため，標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

＜教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例＞

教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、〇〇市立学校管理規則第△条に基づき、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(教諭の標準的な職務の内容及びその例)

第二条 教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(主幹教諭の標準的な職務の内容)

第三条 主幹教諭は、別表に掲げるもののほか、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭の職務を補佐すること及び命を受けて校務の一部を整理すること並びに教諭、助教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務の内容とする。

(指導教諭の標準的な職務の内容)

第四条 指導教諭は、別表に掲げるもののほか、教諭、助教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務の内容とする。

(助教諭の標準的な職務の内容)

第五条 助教諭は、別表に掲げるものについて、教諭の職務を補佐することをその標準的な職務の内容とする。

(講師の標準的な職務の内容)

第六条 講師は、別表に掲げるものについて、教諭又は助教諭に準ずる職務を行うことをその標準的な職務の内容とする。

(教諭等の職務の遂行に係る留意事項)

第七条 教諭等の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表に掲げる標準職務例は、校務の中で主として教諭等が行う職務の範囲を示したものであること。なお、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものではないこと。
- (2) 校長は、標準職務例を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。教諭等が職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき教諭等の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。

なお、標準職務例に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務例に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが前提であると考えられること。

- (3) 校長が校務分掌を定める際には、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域等の実情を踏まえつつ、教諭等が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に校務分掌を定めること。その際、校長は、校務分掌が細分化し、各教諭等が結果として校務分掌の大部分を担当することのないよう、主幹教諭や主任を中心として包括的及び系統的に校務分掌を定めるとともに、特定の教諭等に職務が集中するなど職務の偏りが生じないように、校務分掌の在り方を適時柔軟に見直すこと。なお、校長は、主任を命じる際には、適材適所で命じること。

別表 教諭等の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関すること	教育課程及び学習指導に関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備（学校行事等の準備・運営を含む） 児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ，不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭，地域，他校種及び関係機関との連絡及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関すること	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関すること	校内研修の企画，実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材，地域，保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日）

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

(1) 文部科学省が取り組むべき方策

学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル（学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化）を周知。

第5章 学校の組織運営体制の在り方

2. 目指すべき学校の組織運営体制の在り方

- また、若手教師の支援の観点からも、主幹教諭や指導教諭の役割は重要であり、文部科学省は、主幹教諭や指導教諭が校内研修において若手教師の指導力向上に向けて中心的な役割を果たしている例を収集・周知するとともに、主幹教諭の標準的な職務として、若手教師の能力向上に関する内容が含まれることを示していくことが必要である。
- 文部科学省は、事務職員が校務運営に参画することで、副校長・教頭を含め教師の業務負担が軽減された好事例・成果を収集・横展開するとともに、標準的な職務内容を具体的に明示していく必要がある。

【別紙2】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について

【基本的には学校以外が担うべき業務】

④ 地域ボランティアとの連絡調整

- なお、地域ボランティアの活動に関する学校側の地域学校協働活動推進員等との連絡調整窓口としては、主幹教諭や事務職員等が地域連携担当として、その役割を積極的に担うことが考えられる。この推進のため、地域連携担当教職員について、文部科学省は、標準職務の例を示し、教育委員会は、校務分掌上への位置付けを進めるべきである。

<文部科学省に求める取組>

- イ 地域連携担当教職員に係る標準職務例の提示及び学校管理規則における規定参考例の提示



## 議論の取りまとめ

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議は、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方に係る議論の動向並びに当面する学校保健及び食育に関する課題等を踏まえ、それらに対応するための方策等について検討を行うため、令和4年3月に開催が決定された。

本協力者会議の検討事項とも深く関わる教師の養成・採用・研修等の在り方については、令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、引き続き検討が必要な事項として整理された。

その後、令和3年3月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について諮問がなされ、令和4年12月には答申として「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」が取りまとめられたところである。

学校は、教育機関として、学習機会と学力を保障する役割を担うものであるが、それに加えて、我が国においては、子供たちが、安全・安心に学ぶことができる場として、また、教師と子供、子供同士など、人と人がつながることができる場としての役割、さらには、身体的・精神的な健康の保持増進にも大きな役割を担ってきた<sup>1</sup>。

これらの学校の役割は全て、子供たちの心身の健やかな成長に向けられたものであり、その意味で、学校は、子供たちが全人的な発達・成長を遂げ、学校生活においては勿論のこと、将来的にも、自らの生活をよりよく生きていくための基盤を築くことができる重要な役割を担っているものと言える。

その学校の中であって、養護教諭及び栄養教諭は、「教師」とすると同時に、他の教諭等とは異なる専門性を有するとともに、その職務についても、子供たちの健康課題に対する個別的な対応を担うなど、授業における教科等の指導を日常的に行う教諭等とは異なる性格を有している。

このため、養護教諭及び栄養教諭を、現在及び将来における子供たちの心身の健やかな成長に大きく貢献し得るものとして捉えた上で、本協力者会議においては、中央教育審議会における審議の状況を踏まえつつも、養護教諭や栄養教諭に特有の課題に

---

<sup>1</sup> この点、令和3年1月の中央教育審議会答申においては、「日本の学校教育はこれまで、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるることができる居場所としての福祉的な役割も担ってきた。この役割の重要性は今後も変わることはない。」とされている。

着目して検討を進めるとともに、資質能力の向上を念頭に置きつつ、関連する課題についても幅広く検討を行うこととし、令和4年5月以降、委員間で意見交換を行いながら、5回の会議を開催したところである。

この議論の取りまとめは、それらの検討を経て、委員間において一定の共通認識が得られたことから、本協力者会議における最終的なまとめとして取りまとめたものであるが、以下に示す内容は、養護教諭や栄養教諭を巡る様々な課題に対して、画一的な解を示す性質のものではなく、これらを契機として、養護教諭や栄養教諭本人は勿論、それ以外の特に学校関係者や教育委員会関係者、行政関係者等を含め、幅広い関係者における活発な議論が喚起されることを期待するものである。

令和5年1月17日  
養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する  
調査研究協力者会議

## 1. 養護教諭及び栄養教諭を取り巻く現状について

### 法的位置付け

養護教諭及び栄養教諭は、他の教諭等と同様、学校教育法にその根拠を有し、その職務及び学校種ごとの配置については、以下の表1のとおり規定されているとともに、養護教諭については、教育職員免許法の規定により、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされている。

また、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について定める教育公務員特例法においては、養護教諭及び栄養教諭は、その職務の性質等を踏まえ、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修及び指導改善研修の実施について、義務付けられていない（表2参照）ものの、任命権者の判断により、同様の研修を実施することが可能とされている。

（表1）学校教育法（昭和22年法律第26号）

	養護教諭	栄養教諭
任 務	幼児児童生徒の養護をつかさどる（※1）	幼児児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる
幼 稚 園	任意配置	任意配置
小 学 校	必置（※2）	任意配置
中 学 校	必置（※2）	任意配置
義務教育学校	必置（※2）	任意配置
高 等 学 校	任意配置	任意配置
中等教育学校	必置（※2）	任意配置
特別支援学校	必 置	任意配置

（※1）養護教諭は、教育職員免許法附則第14項の規定により、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

（※2）学校教育法附則第7条の規定により、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

(表2) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)

	養護教諭	栄養教諭
教員育成指標	対象	対象
教員研修計画	対象	対象
研修履歴の記録(※1)	対象	対象
初任者研修	義務付けなし(※2)	義務付けなし(※2)
中堅教諭等資質向上研修	義務付けなし(※2)	義務付けなし(※2)
指導改善研修	義務付けなし(※2)	義務付けなし(※2)
大学院修学休業	対象	対象

(※1) 令和5年4月1日施行

(※2) 法律上実施が義務付けられていないものの、任命権者の判断により、同様の研修を実施することが可能。

### 養成

養護教諭及び栄養教諭の免許状取得に係る教職課程を有する大学等の数は、令和3年4月現在、全国で以下の表3のとおりとなっている。

(表3) 教職課程を有する大学等の数(令和3年4月現在)

	養護教諭	栄養教諭
大学	131	140
短期大学	9	43
大学院	65	44
専攻科	1	0
短期大学専攻科	5	0
指定教員養成機関	8	3

### 採用

過去5年間における公立学校における養護教諭及び栄養教諭の採用試験の実施状況は、以下の表4のとおりとなっている。教員採用選考試験の採用倍率が全体的に減少傾向にあるが、養護教諭及び栄養教諭については、少なくともその観点からは、他の教諭と同様の状況にはないものと考えられる。

(表4) 公立学校における教員採用試験の実施状況(過去5年間)

	養護教諭	栄養教諭
令和4年度	受験者数：9,051人 採用者数：1,263人 7.2倍	受験者数：1,597人 採用者数：177人 9.0倍
令和3年度	受験者数：9,239人 採用者数：1,319人 7.0倍	受験者数：1,616人 採用者数：201人 8.0倍
令和2年度	受験者数：9,040人 採用者数：1,388人 6.5倍	受験者数：1,678人 採用者数：207人 8.1倍
令和元年度	受験者数：9,212人 採用者数：1,468人 6.3倍	受験者数：1,864人 採用者数：234人 8.0倍
平成30年度	受験者数：9,696人 採用者数：1,451人 6.7倍	受験者数：1,886人 採用者数：254人 7.4倍

#### 任用・配置

養護教諭及び栄養教諭の設置主体別の配置状況は、以下の表5のとおりとなっている。

養護教諭については、全体として比較的配置率が高いものの、法律上、必置とされている学校種の一部においても、当分の間、置かないことができるとされており、設置主体により配置率に差異が見られる。

栄養教諭については、養護教諭と比して、全ての設置主体を通じて、配置率が低い傾向にあるとともに、特に公立学校については、地域間でも差異が見られ、都道府県ごとに配置率に大きな差異が見られる。

(表5) 任用・配置の状況(令和4年5月現在)

		養護教諭	栄養教諭
国立	学校数	144校	87校
	配置学校数	144校 100%	58校 66.7%
公立	学校数	28,222校	27,998校
	配置学校数	26,755校 94.8%	5,969校 21.3%
私立	学校数	1,042校	166校
	配置学校数	607校 58.3%	7校 4.2%

- (※) 令和4年度「学校基本調査」を基に作成。本務養護教諭及び本務栄養教諭が配置されている学校数が判明している学校種（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校）の合計値であり、幼稚園、高等学校、特別支援学校は除く。
- (※) 「学校数」及び「配置学校数」について、養護教諭にあつては「学校数」及び「本務養護教諭が配置されている学校数」を、栄養教諭にあつては「完全給食を実施している学校数」及び「本務栄養教諭が配置されている学校数」を指す。

## 2. 課題及び解決に向けた方向性について

本協力者会議における検討は、上述のように、養護教諭や栄養教諭に特有の課題に着目したものであり、この議論の取りまとめについても、教職一般を通じた課題を俯瞰するものではなく、養護教諭や栄養教諭の資質能力の向上に向けて、特に重要と考えられる点に要点を絞って指し示すことを旨とする。

その上で、1. で述べた現状を踏まえ、本協力者会議における検討においては、養護教諭及び栄養教諭の教職生涯を通じた資質能力の向上を見据えた際の課題となり得るものとして、大きく以下の4点について指摘があった。

- (1) 求められる役割（職務の範囲）の明確化
- (2) 「資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携
- (3) 新たな教員研修制度下における実効性のある研修機会の確保
- (4) 職務遂行のインフラとしてのICTの積極的な活用

なお、養護教諭と栄養教諭は、「養護」、「栄養」とアプローチこそ異なれ、児童生徒等の心身の健やかな成長を担うという意味において、目的を同じくするものである。本協力者会議において、これらの2つの職について一体的に検討することとされた趣旨もその点にあるが、一方で、養護教諭と栄養教諭は、その歴史的経緯・背景や現在の任用・配置の状況等も異なり、それ故に、課題として挙げた事項の中でも、養護教諭と栄養教諭の間で状況に差異が見受けられるものも少なからずあることから、解決に向けた方向性を検討する際には、その点に留意が必要となることを付言する。

### (1) 求められる役割（職務の範囲）の明確化

- 養護教諭及び栄養教諭に限らず、学校に置かれる職の具体的な職務内容は、服務監督権者である教育委員会等が定めることとなる。養護教諭及び栄養教諭は、学校経営等について、他の教諭等と同様に参画するほか、その専門性を生かした職務として、実際の学校現場において概ね以下に整理するような職務を担うものと考えられる。

養護教諭	栄養教諭
<p>◇<u>保健管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理</li> </ul> <p>◇<u>保健教育</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等における指導への参画</li> </ul> <p>◇<u>健康相談及び保健指導</u> (※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談</li> <li>・健康相談等を踏まえた保健指導</li> </ul> <p>◇<u>保健室経営</u></p> <p>◇<u>保健組織活動</u></p>	<p>◇<u>食に関する指導</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の時間における食に関する指導 (教室での指導のほか、他の教師への資料提供、喫食状況の確認)</li> <li>・各教科等における指導への参画</li> <li>・食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導</li> </ul> <p>◇<u>学校給食の管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食実施基準に基づく栄養管理 (献立作成)</li> <li>・学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理 (管理、分析、確認、指導・助言)</li> </ul>

(※1) 養護教諭の職務は、平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について」において、保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動等と整理されたところであるが、学校保健安全法第8条に規定する健康相談と同法第9条に規定する保健指導については、明確に切り分けられるものではなく、相互に関連して行われるものであることから、ここでは、「健康相談及び保健指導」として整理している。

- これらの職務の中には、学校の担当者として医療機関等の関係機関との連絡・調整を伴う業務も含まれているが、それらを含めて関係する全ての業務を養護教諭や栄養教諭が単独で実施するものではなく、他の教職員との連携・役割分担の中で実施するものであり、養護教諭及び栄養教諭には、実施主体として学校保健や食育の推進に向けた取組を実施するだけでなく、全校的な推進体制の中核として、教職員間の連携をコーディネート（調整）することが求められている。
- また、上述の令和3年1月の中央教育審議会答申でも指摘されているとおり、近年では、健康教育において、個に応じた指導・支援を充実させることにより、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成することが求められている。
- そのような中で、新型コロナウイルス感染症への対応や、健康課題があり個別支援が必要な児童生徒等への対応等も相俟って、養護教諭や栄養教諭が担う職務の重要性は増大しており、それに伴い、養護教諭や栄養教諭の業務負担が更なる大きくなる懸念されている。
- 一方で、本協力者会議における検討においては、これらの養護教諭や栄養教諭が置かれている状況について、関係者に必ずしも十分に理解されていないのでは

ないかといった指摘があった。

その背景としては、学校によって状況は様々ではあるものの、学校保健や食育を推進する全校的な体制が十分に機能していないことが最も大きな要因として考えられ、それにより、養護教諭や栄養教諭が自ら実施すべき業務とそれ以外の業務とが整理されないまま、膨大な事務を個業（孤業）により処理せざるを得ない状況にあることが想定される。

- 加えて、栄養教諭について、学校栄養職員が主として学校給食の管理を担うのに対し、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことを本来の役割としているものの、現状、学校給食の管理に関する業務に比重が置かれ、栄養教諭としての本来の役割を果たせていないのではないかといった指摘のほか、学校給食の単独調理方式と共同調理方式の別でその状況に更に大きな格差があるのではないかといった指摘があった。

また、特に栄養教諭が実施すべき業務、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導といった栄養教諭でなければ実施できない業務について、関係者のほか、栄養教諭本人の自覚も十分に進んでいるとは言い難いのではないか、その結果として、学校内において児童生徒等からの認知度も必ずしも高くない、栄養教諭が、その専門性を発揮できる分野においても、児童生徒等から頼られる存在となっていないケースがあるのではないかといった指摘があった。

- 栄養教諭については、平成17年の制度導入以降、各地域において任用・配置が進んでいるが、近年、その増加傾向が鈍化しつつあるとともに、顕著な地域間格差が見られるようになっている。今後、任用・配置が進んでいない地域における状況を改善していくためには、少なくとも栄養教諭の職務の重要性や任用・配置による効果等が認知されることが不可欠であると考えられる。

### 考えられる検討の方向性

◇ 平成31年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を受けて、令和2年7月に、各教育委員会において教諭等及び事務職員の職務内容を定める際の基礎資料とするとともに、関係規定の整備に資するため、「学校管理規則の参考例」及び「標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」が示されている。

◇ 養護教諭や栄養教諭についても、その職務の遂行のために必要な資質能力の方向性を明らかにし、養護教諭と栄養教諭の養成、採用、任用・配置、研修の各段階における更なる改善に向けた検討に資する観点から、国（文部科学省）において同様の取組を進めるとともに、それも踏まえた上で、各教育委員会において職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化すべきである。



- ◇ その際には、養護教諭や栄養教諭が担うことを求められる職務に関し、具体の業務に着目した上で、例えば、養護教諭について、兼職発令を受けて行う教諭や講師としての職務、保健主事や労働安全衛生法に基づく衛生管理者等としての職務との関係とともに、栄養教諭について、学校給食の管理を主たる職務とする学校栄養職員の職務との関係等に留意し、他の教職員との役割分担をはじめとした業務の適正化を併せて進めることが必要であり、その観点から、別添1「養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）の明確化に向けて」のとおり、考え方や留意事項等を整理しているため、求められる役割（職務の範囲）の明確化に当たって参照されたい。
- ◇ 栄養教諭については、各自治体における任用・配置を促進するためにも、学校給食の調理方式の別にも留意しつつ、他の教職員ではなく、栄養教諭でなければ果たすことができない役割として、現代社会における食に関する健康課題のある児童生徒等に対する個別的な相談・指導への対応等の重要性について、教育委員会や学校関係者間で認識を再共有することが必要である。
- ◇ その上で、教育委員会や学校等において、栄養教諭の任用・配置による効果等が目に見えて実感できる取組やそのための環境整備を具現化し、早急に進めていくとともに、栄養教諭自身も、食に関する指導と学校給食の管理を一体として担い、児童生徒等の食に関する健康課題に責任を有する立場にあることを自覚し、児童生徒等に寄り添い、児童生徒等や保護者から頼られる存在へと自らを高めていくべきである。
- ◇ 加えて、栄養教諭の採用については、他の教諭等と同様、新規採用を行う場合と、学校栄養職員からの任用替えにより採用を行う場合の大きく2つの方法がとられているが、食に関する指導体制の構築に向けて、各教育委員会や学校において栄養教諭に求める役割を踏まえ、それらを担うことができる者を適切に任用できるような仕組みとなっているかという観点から各教育委員会等において検討することが望ましい。
- ◇ また、校長等の管理職には、養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）等も踏まえた上で、校内の全ての教職員の能力を最大限発揮することができる校内体制の整備が求められる。

特に養護教諭及び栄養教諭が担う職務については、専門性が高い業務が含まれる一方で、養護教諭や栄養教諭のみに責任を委ねることは、必ずしもそれらの円滑かつ効果的な推進にはつながらない。このため、校長等の管理職には、養護教諭や栄養教諭の役割を理解し、その業務を適切に管理・監督することは勿論、他の教職員との適切な役割分担のもと、多様な専門性を生かした組織マネジメントを行うことが不可欠である。
- ◇ 併せて、養護教諭及び栄養教諭についても、肥満・痩身や生活習慣の乱れ、

アレルギー疾患、感染症等の課題にも対応できる専門性を生かして、校内での発信力を強化し、学校経営に積極的に参画するとともに、養護教諭と栄養教諭の連携も含め、他の教職員との連携により、児童生徒等への指導にも積極的に関わることが求められる（別添3「養護教諭と栄養教諭の連携に関する事例について」事例1参照）。

## **(2)「資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携**

- 他の教諭等と同様、養護教諭や栄養教諭としての職務を遂行するに当たって求められる資質能力については、養成・採用・研修のいずれかの段階における取組のみによって担保されるものではなく、それぞれの観点から各段階において育成・確保を図ることが必要である。
- その中で、資質能力の向上に直接的に資する研修の観点からは、教育公務員特例法により任命権者が策定することとされている「資質の向上に関する指標」及び「教員研修計画」、更には今般の法改正により令和5年度から任命権者が作成することとなる「研修等に関する記録」等を活用して、養護教諭や栄養教諭についても研修サイクルを実質化していくことが重要である。

### **参考**

- ・ 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（令和4年8月31日改正）
  - ・ 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月31日策定）
- 一方で、「資質の向上に関する指標」について、養護教諭や栄養教諭の職務の専門性に鑑みれば、他の教諭等と共通ではなく、個別に策定するないしは指標を定める事項を追加することが望ましいと考えられるものの、現在、任命権者において策定されている「資質の向上に関する指標」を見ると、地域の実情に応じた養護教諭や栄養教諭の職務の専門性が必ずしも適切に反映されたものとなっていないものも見受けられる。

### **考えられる検討の方向性**

- ◇ 「資質の向上に関する指標」の策定に当たっては、関係する大学等から構成する協議会を設置するとされているが、域内に養護教諭や栄養教諭の養成に係る教職課程を有する大学等がない地域もある。

その場合においても、養護教諭や栄養教諭に係る指標の策定に当たっては、養護教諭や栄養教諭の養成・研修等に知見を有する近隣の大学等の参画・協力

を求め、養護教諭や栄養教諭の職務の専門性を指標に適切に反映することが望ましい。

- ◇ また、「資質の向上に関する指標」は、一義的には、現職の教師として向上を図るべき資質を定めるものであり、任命権者が策定する「教員研修計画」に反映することは勿論、教師自身がその内容を理解し、自己研鑽に当たっての拠り所とすることが引き続き重要であるが、特に新規採用の教師に対して求める資質については、大学等における教員養成の一つの出口を示すものとなる。

このため、指標を策定する際に、教員養成と採用・研修の結節点として、関係者が共通理解を持ち、養成段階において、指標を活用した取組を行うなど、指標を基軸として、大学等と教育委員会等が連携することも有効であるとともに、そのほか、協議会における協議に当たっても、養護教諭や栄養教諭の養成・採用・研修の観点にも十分に留意すべきである。

- ◇ 本協力者会議における検討の中で、特に養護教諭の養成に係る教職課程に関し、教育系や看護系をはじめとして多様な養成機関があることから、「教職に関する科目」に加え、「養護に関する科目」についても、コアカリキュラムを作成し、初任時において養護教諭として求められる資質能力を担保することが必要ではないかという意見があった。

- ◇ この点、「養護に関する科目」については、一部教科を除く多くの「教科に関する科目」と同様に、具体的内容については大学等の自主性・自律性に委ねるべきといった意見もあるほか、また、養護教諭については、保健師や看護師等の基礎資格の有無により、教員免許取得に係る必要修得単位や科目が異なり、コアカリキュラムの作成だけでは、必ずしも求められる資質能力を全ての養護教諭に担保できるとは限らないといった状況があることから、「養護に関する科目」に係るコアカリキュラムについては、その必要性等について関係者間で認識を共有しながら引き続き検討を進めていくことが適切である。

- ◇ 一方で、日本養護教諭養成大学協議会において、養護教諭の実践に求められる力を育成するために養成教育を可視化し、会員校の行う教育の質を高めることを目的として、「養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）」が作成されているところであり、各大学等において、これらの内容も参考にしながら、教職課程の質の向上に向けた取組を進めていくことが重要である。

- ◇ また、栄養教諭の養成に係る教職課程における「栄養に係る教育に関する科目」についても、教職課程の質の向上に向けた取組が求められることは同様であり、関係団体や各団体等における検討が進められることを期待する。

### (3) 新たな教員研修制度下における実効性のある研修機会の確保

- 教師が受講する研修は、大きく法定研修・教員研修計画に基づく研修・校外研修の三つに大別されるが、そのいずれも、それぞれに大きな意義を有するものであり、教職生涯を通じて学び続け、資質能力を向上させていくために、養護教諭や栄養教諭についても、本人の主体的かつ積極的な受講を促していくとともに、そのための環境を整備していくことが重要である。
- 特に校内研修に関して、養護教諭及び栄養教諭は、多くの学校において一人配置であるとともに、主たる業務場所が他の教諭等と異なることも踏まえ、校内において孤立することなく、他の教諭等とも学び合うことができる場を構築することが重要である。
- そのほか、養護教諭及び栄養教諭については、業務の代替が困難なことから研修機会の確保が難しいことに加え、初任者をはじめ経験が浅い教師に対する日常的な指導の機会が十分ではない、初任者に限らず自らの仕事のやり方を見直す機会がないといった指摘もある。

#### 考えられる検討の方向性

- ◇ 改正教育公務員特例法に基づく新たな研修制度への移行に伴い、校内研修の重要性が更に増すことになることから、校長等の管理職のマネジメントにより校内の全ての教師が一体となった学び合いの場とすることが不可欠である。  
それらにより、養護教諭や栄養教諭が、他の教諭等とお互いの職務やその専門性について理解し合うとともに、学校経営等に関する知見を得、校内における多職種連携や養護教諭及び栄養教諭自身のキャリアパスの多様化にも寄与することになる（別添3「養護教諭と栄養教諭の連携に関する事例について」事例2参照）。
- ◇ 特に、現状、多くの教育委員会等において管理職登用試験の受験資格が認められているものの、養護教諭や栄養教諭から校長等の管理職に至る者は、他の教諭等と比して少ない傾向にある。  
このため、養護教諭や栄養教諭としての専門性を有しつつ、学校経営等に関する知見を修得する機会を充実させることで、養護教諭や栄養教諭のキャリアパスのロールモデルを示すことにもつながるものと考えられる。
- ◇ そのほか、例えば、その専門性を最大限生かすために専門分野の最新の動向等に関する研修を受講することも重要であり、それらの研修機会を確保し、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上を図るためには、上述の養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）等を踏まえ、養護教諭及び栄養教諭が実施主体として行う業務の整理等を行い、研修に参加することができる物理的な時間的余裕を確保することが重要である。

◇ その上で、研修内容等に応じてリアルとオンラインを組み合わせた実施形態を常に模索することが不可欠であり、具体的には、前例踏襲に陥ることなく、適切なものや可能なものについては、ICT を積極的に導入し、時間的・空間的制約を低減させることができるオンライン研修を更に充実させていくことが重要である。

併せて、リアルでの実習・協働等が不可欠な研修については、教育委員会の指導主事や退職教員等をはじめとした様々な人的資源を活用して、OJT による日常的な指導の中で研鑽する機会や職場を離れて研修を受ける機会等を充実させることが必要である。

◇ その際、教育委員会等の主導により、例えば、複数校によるネットワークの構築や、拠点校の形成を進めつつ、経験豊富な教師等を派遣し、その知見を生かした助言や協働による OJT の充実や、研修機会の確保を図るなど、域内における養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上を図るための継続的・組織的な体制を構築することも有効である。

◇ また、人材育成を主眼として実施されてきたこれらの取組を地域に浸透させ、根付かせることで、更に発展させ、将来的には、例えば、業務上の連携・協働や、その状況も踏まえた配置の在り方等も含めて、業務の効果的な推進のための新たな展開を検討することも必要である。

◇ 本協力者会議における検討の中で、教育公務員特例法において、初任者研修等の対象が「教諭等」とされており、養護教諭や栄養教諭については実施が義務付けられておらず、その結果として、各教育委員会等における養護教諭や栄養教諭の初任者に対する研修等の内容が教諭等と比して不十分なものとなっているのではないかという指摘があった。

◇ この点は従来から指摘されており、法律上の位置付けと研修内容との関連は必ずしも明らかではないものの、これらの研修が、養護教諭や栄養教諭にとっても有益であることに疑いはなく、仮に法律上の位置付けがないことにより、実施に支障が生じている教育委員会等があるのであれば、その状況等も踏まえつつ、検討する必要がある。

◇ なお、教育公務員特例法上の初任者研修等は、教科等の指導を日常的に実施する者として「教諭等」を対象としていること、また、現在、初任者研修等の弾力的運用を求めている中で、教諭等とは異なる専門性を有し、多様なバックグラウンドを有する者が多い養護教諭や栄養教諭については、個々の実情に応じてより弾力的に研修を行うべきであること等も踏まえる必要がある。

#### (4) 職務遂行のインフラとしての ICT の積極的な活用

- 教師を取り巻く環境は一律一様ではなく、地域や学校、更には個々の教師の間で差異があることは当然であり、その差異も含めて状況に応じた創意工夫により教育活動の効用の最大化を図ることも教師として求められる資質能力の一つと言える。
- 一方で、その差異が過度に顕著な場合には、児童生徒等への教育格差につながりかねない問題となる。特に ICT について、GIGA スクール構想の進展により、児童生徒については 1 人 1 台端末環境やそれを効果的に活用するための教室等への無線 LAN 環境の整備が進んでいる一方で、特に養護教諭や栄養教諭にはそれらの環境整備が行き届いていないのではないかと、また、それに伴い、業務における ICT の活用が進んでいないのではないかとといった指摘がある。
- 養護教諭や栄養教諭の業務における ICT の活用が進んでいないのではないかとこの点については本協力者会議における検討の中でも強く懸念が示されているところである。これは、多くの養護教諭や栄養教諭が一人配置であり、仕事のやり方を見直す機会が相対的に少ないことも一つの要因ではあるものの、それは、養護教諭や栄養教諭の業務において ICT を活用できる余地が少ないということの意味するものではなく、例えば、養護教諭による保健管理や健康相談等、共同調理場に配置されている栄養教諭による給食管理や給食の時間における食に関する指導等をはじめ、幅広い分野での活用を進めるべきといった指摘もあった。

#### 考えられる検討の方向性

- ◇ 仮に他の教諭等と比して、養護教諭や栄養教諭について、ICT 環境の整備が遅れている現状があるのであれば、教育委員会等の責任において早急に整備を進めるべきである。
- ◇ また、現在、養護教諭や栄養教諭の業務において ICT を活用している事例を見ると、必ずしも高度な ICT 環境や活用能力が求められるものばかりではなく、別添 2 「ICT 活用に関する事例について」に掲げた事例をはじめ、通常的环境においても十分に実施可能なものも少なくない。
- ◇ そのような中で、養護教諭や栄養教諭の業務における ICT の活用が進んでいないとすれば、その要因としては、意識の問題によるところも大きいものと考えられる。普通免許状の取得に当たって「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」の修得が求められていることや、「資質の向上に関する指標」に「ICT や情報・教育データの利活用」の事項を定めることとされていることから分かるように、養護教諭や栄養教諭にとっても ICT の活用は避けて通ることはできない。  
そのことを十分に認識した上で、ICT の活用を負担としてではなく、効果的・

効率的な業務の推進のためのツールとして捉えて活用を進めていくことが不可欠である。

- ◇ その上で、他の教諭等による教科等における指導は勿論、医療等の他の分野における事例等も参考にしながら、更に先進的な ICT の活用方策について模索していくことが重要である。

### **3. 今後に向けて**

養護教諭と栄養教諭を巡る諸課題及びその解決に向けた方向性として考えられるものを述べてきたが、これらの各事項は、

- ・ 解決に向けて見据えるべきタイムスパンや主導すべき主体も様々であること
- ・ 養護教諭と栄養教諭でそれらの状況が異なることも想定されること
- ・ 個別の課題として捉えるのではなく、そのほかの教員養成・採用・研修を巡る課題と一体のものとして捉えた上で解決を図るべきものも想定されること

といった状況があり、これらは、必ずしも本協力者会議の検討事項に留まるものではない。

今後、この議論の取りまとめを検討の一助として、文部科学省は勿論のこと、養護教諭や栄養教諭を含む学校関係者や教育委員会関係者、行政関係者等の幅広い関係者による議論のもと、各地域や学校における養護教諭及び栄養教諭の職務の範囲の明確化や重要性の再認識、また、その職責を遂行するための継続的・体系的な資質能力の向上に向けた具体的な取組が展開され、以て、子供たちの心身の健やかな成長を担う学校の中で、養護教諭及び栄養教諭に期待される役割が十二分に発揮されることを期待したい。

## 養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）の 明確化に向けて

### I 基本的な考え方

議論の取りまとめでも述べたように、平成 31 年 1 月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」においては、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」が整理されている。

これは、従来、学校や教師が担ってきた代表的な業務について、個々の業務ごとに役割分担・適正化についての考え方及びそれを実施するための方策をまとめたものであるが、養護教諭や栄養教諭も、学校を構成する教師集団の一員として、それらの業務を実施する主体であり、平成 31 年答申で述べられている考え方については、他の教諭等と同様に当てはまるものである。

それに加えて、養護教諭及び栄養教諭は、他の教諭等とは異なる専門性を有しており、その専門性を生かした職務も担っている（次頁参照）が、これらは、いずれも他の教諭等の職務の範囲に位置付けられるものではなく、基本的には、養護教諭及び栄養教諭の職務の範囲に位置付けられることが考えられる。

一方で、このことは、これらの職務に含まれる個々の業務について、養護教諭や栄養教諭が単独で実施することを求めるものではなく、特に議論の取りまとめにもあるように、養護教諭や栄養教諭の業務負担の増加が懸念されている中においては、具体の業務の実施に当たって、他の教職員との役割分担や連携、外部人材の活用や ICT の活用等を推進し、業務の効率化や最適化、更には得られる効果・成果の最大化を図ることが重要である。

このため、以下において、養護教諭及び栄養教諭に担うことが求められる職務に関し、具体の業務に着目した上で、他の教職員との役割分担をはじめとした業務の適正化についての考え方や留意事項等について整理することとする。

これらを踏まえた上で、国（文部科学省）において、今後早期に、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を明確化するとともに、各教育委員会等においても、当該域内における養護教諭及び栄養教諭の職務内容を定め、併せて、その遂行のために求められる資質能力の明確化やそのための環境の整備や研修の充実を図ることを期待したい。



(参考) 養護教諭及び栄養教諭の専門性を生かした職務について

養護教諭	栄養教諭
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇保健管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理</li> </ul> </li> <li>◇保健教育                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各教科等における指導への参画</li> </ul> </li> <li>◇健康相談及び保健指導 (※)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談</li> <li>・ 健康相談等を踏まえた保健指導</li> </ul> </li> <li>◇保健室経営</li> <li>◇保健組織活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇食に関する指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食の時間における食に関する指導 (教室での指導のほか、他の教師への資料提供、喫食状況の確認)</li> <li>・ 各教科等における指導への参画</li> <li>・ 食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導</li> </ul> </li> <li>◇学校給食の管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食実施基準に基づく栄養管理 (献立作成)</li> <li>・ 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理 (管理、分析、確認、指導・助言)</li> </ul> </li> </ul>

※ 養護教諭の職務は、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について」において、保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動等と整理されたところであるが、学校保健安全法第 8 条に規定する健康相談と同法第 9 条に規定する保健指導については、明確に切り分けられるものではなく、相互に関連して行われるものであることから、本報告書においては、「健康相談及び保健指導」として整理している。

## II 養護教諭

### (1) 養護教諭に担うことが求められる職務について

養護教諭に担うことが求められる職務に関し、その具体的な業務の実施に当たって留意すべき事項としては概ね以下のとおり整理される<sup>1</sup>。

また、これらの職務については、養護教諭が校内の中心的な役割を果たすべきものと、他の教職員との役割分担の中で適切な役割を果たすべきものとに分類され、基本的な方向性としては、前者としては下記のうち①、②、④、⑦、⑧、⑨及び⑩が、後者としては下記のうち③、⑤及び⑥が該当するものと考えられるが、具体には、地域の実情等に応じて各教育委員会や学校ごとに定められるべきものとなる。

<sup>1</sup> 養護教諭に担うことが求められる職務については、本資料のほか、「学校保健の課題とその対応」(公益財団法人日本学校保健会)や「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引」(公益財団法人日本学校保健会)等を参照のこと。

## ① 救急処置（緊急事態への対応）

- 児童生徒等の突発的な発病やけがなど、学校の管理下において生じた全ての傷病について、医療機関で処置が行われるまでの応急的なものとして救急処置を行うことが必要となる。
- 当該場面及び児童生徒等に学級担任等が接する場合もあると考えられ、その場合には、学級担任等が救急処置を行うこととなる。その場合であっても、基本的には、養護教諭が学級担任等から引き継ぎ、その専門性を生かして、症状等の見極めや医療機関への受診の要否の判断といった対応を行うほか、併せて、保健指導など適切な事後措置を行うことが求められる。
- ただし、救急処置が求められる場合には、緊急事態への対応として、当該児童生徒等に対する救急処置それ自体のほか、保護者等への連絡や救急車の要請、医療機関への付き添い、他の児童生徒等への対応といった業務が同時に生じていることが多いことから、校長等の管理職の管理・監督のもと、様々なケースを想定した、他の教職員との役割分担について事前に確認し、校内における組織的な救急体制を整備しておくことが必要である。
- また、それらの校内体制を効果的に機能させていくためには、救急処置をはじめとした緊急事態への対応に係る校内研修を継続的に実施していくことが重要であり、養護教諭は、その専門性を生かし、校内研修の企画・実施を積極的に主導していくことが求められる。
- 本業務については、対応を誤れば、児童生徒等の身体・生命に深刻な影響を及ぼしかねないものであり、状況に応じた機動的な対応が求められることを学校全体として認識しておくことが不可欠である。

## ② 健康診断

- 学校においては、法令に基づいて、毎学年6月末までに、児童生徒等の健康診断を実施しなければならないとされている。
- これは、児童生徒等が学校生活を送るに当たり、その健康状態を把握し、必要に応じて、健康相談や保健指導等を行うとともに、適切な医療につなぐという疾病をスクリーニングする役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる役割と大きく二つの機能を有するものであり、学校の責任において、確実に実施する必要がある。
- 健康診断自体は、学校医や学校歯科医が主体となって実施し、その実施に当たっては、校長等の管理職の管理・監督のもと、養護教諭や保健主事、学級担任等が連携して業務に当たることとなるが、特に養護教諭にあって

は、学校医・学校歯科医等との調整を含め、事前準備から事後措置に至るまで、中心的な役割を担うことが求められる。

- 一方で、これらの業務の全てを養護教諭が担う必要はなく、各学級における児童生徒等への事前指導や検査時における検査結果の記録等については、学級担任等との役割分担が考えられるほか、検査結果の校務支援システム等への入力等については、スクール・サポート・スタッフ等の活用も考えられる。また、将来的には、これらの検査結果の記録や校務支援システム等への入力については、IoT 機器等の導入により、事務負担を軽減していくことも期待される。
- なお、各学校への導入に当たっては、慎重な検討が必要となるものの、諸条件が整い、健康診断の実施目的が達成され、かつ、事務負担の軽減も見込まれるのであれば、各地域や学校の実情に応じ、複数校による共同実施や学校以外の場所での実施など、健康診断の実施方法を見直すことも考えられる。

### ③ 健康観察

- 学校保健安全法第9条にもあるように、児童生徒等が充実した学校生活を送る上で、日常的な観察による児童生徒等の心身の状況の把握の重要性は言うまでもなく、児童生徒等の心身の健康課題の早期発見・早期対応を図る上で重要な役割を果たしている。
- 学校における健康観察は、教育活動全体を通じて、全ての教職員により行われるべきものである。その中でも、養護教諭は、その職務の特質により、児童生徒等の心身の健康状態の異変やその兆候等に気づきやすい一方で、養護教諭が、校内の全ての児童生徒等の健康観察を行うことは現実的ではなく、日常的に児童生徒等と接している学級担任等が児童生徒等の健康観察を適切に行うことが必要となる。
- このため、養護教諭の業務としては、校長等の管理職の管理・監督のもと、日常的なあるいは災害や事件・事故等の発生時等を想定した健康観察を行う際のポイントや留意事項、結果の共有方法等について、学級担任等に指導・助言するとともに、健康観察の結果を校長等の管理職に報告の上、必要な対応を講ずること等が考えられる。
- また、養護教諭は、保健室への来室の際など、学級担任等とは異なる視点から児童生徒等の心身の健康状態の異変やその兆候等に気づくことができる機会があることから、日常的な健康観察を補完する観点から必要な対応を行うことも重要である。

- その上で、児童生徒等の健康状態を把握する上で重要ではあるものの、家庭から報告を求める場合には、その内容が過剰なものとならないよう、児童生徒等が学校生活を送る上で必要な範囲に留めるとともに、その方法についても、ICT等を活用して、実効性の確保と事務負担の軽減を図ることが不可欠である。

#### ④ 疾病の管理・予防

- 養護教諭には、現在の新型コロナウイルス感染症をはじめとして、学校において感染拡大のおそれがある感染症について、その拡大を防止するために、全ての児童生徒等を対象とした対策を講じる必要があるほか、疾病に罹患している児童生徒等を対象とした個別の配慮・対応を行うことが求められる。
- 全ての児童生徒等を対象とした対策については、③の健康観察の結果等を踏まえた上で、校長等の管理職の管理・監督のもと、学校医や教育委員会、地域の保健衛生部局や保健所等と連携しながら、必要な対応を学級担任等に助言するとともに、必要な場合においては、応急的な処置を講じた上で、保護者や医療機関につなぐこと等が考えられる。
- 特定の児童生徒等を対象とした個別の配慮・対応については、保護者から提出のあった学校生活管理指導票等を基に、校長等の管理職や学級担任等とともに必要な配慮・対応について検討し、その内容について全ての教職員の共通理解を図りつつ、その内容に応じて、学級担任等と役割分担を行いながら取組を進めることが考えられる。それと併せて、児童生徒等本人に対しても、自己の疾病や生活管理の必要性等を理解できるよう指導することが重要となる。

#### ⑤ 学校環境衛生管理

- 学校の換気、採光、照明、保温、清潔保持等の基準については、文部科学省により学校環境衛生基準が定められており、学校において、当該基準に照らして適切な環境の維持に努めなければならないとされている。
- 具体的には、学校において、当該基準に定める検査項目について、定期検査、日常点検、臨時検査、事後措置等を実施することとなる。

##### 【定期検査及び臨時検査】

- ・ これらの検査は、主として学校薬剤師が主体となって実施することとなるが、具体的な実施方法としては、外部の検査機関に依頼するほか、学校薬剤師の指導のもとで教職員が実施することも考えられる。

- ・ 具体的な実施方法の検討を含めて、学校薬剤師や外部の検査機関との調整については、校長等の管理職の管理・監督のもと、養護教諭又は保健主事が担うことが通常であるが、養護教諭が担う場合であっても、検査機関との契約に係る事務等については、必ずしも養護教諭が担う必要はなく、事務職員等が担うべきである。
- ・ また、学校薬剤師の指導のもとで教職員が検査を実施する場合においても、養護教諭のみが実施するのではなく、保健主事等と役割分担の上、実施することが適切である。

#### 【日常点検】

- ・ 学校の環境衛生を維持するためには、他の教職員を含め、学校の全ての構成員がその重要性を認識する必要がある、その観点からも、日常点検についても、上記の【定期検査及び臨時検査】と同様、養護教諭が全ての業務を実施するのではなく、保健主事を含め、他の教職員との役割分担を明確にした上で、学校全体として学校の環境衛生を維持していくことが必要である。
- ・ その際には、養護教諭が、学校薬剤師の指導のもと、他の教職員が実施する点検について助言を行うとともに、その結果を集約する役割を担うことも考えられる。
- ・ また、二酸化炭素濃度測定器(CO<sub>2</sub>モニター)をはじめ、検査・点検機器を効果的に使用し、日常点検に係る事務の効率化を図ることも重要である。

#### 【事後措置】

- ・ 校長は、上記の【定期検査及び臨時検査】や【日常点検】の結果を踏まえて、学校環境衛生基準に照らして適正を欠く事項について、その改善のために必要な措置を講ずることとされており、養護教諭や保健主事が、校長等の管理職のもとで具体的な業務について中心的な役割を担うことが求められる。
- ・ その上で、教室等の環境衛生の維持のための措置については、その実効性の観点からも、授業等を担当する他の教諭等が実施することとした方が適切であり、養護教諭は、他の教諭等が講ずべき措置に関する助言やより高い専門性が求められる措置等を担当することとすることも考えられる。

### ⑥ 各教科等における指導への参画

- 養護教諭は、他の教諭等とは異なるバックグラウンドのもと、その職務

の遂行を通じて、他の教諭等とは異なる専門性を備えており、その専門性を各教科等における指導に活用することは、児童生徒等への教育効果等の観点からも有効であることが考えられる。

- 具体的な業務としては、他の教諭等とのチーム・ティーチングで各教科等における指導に参加ないしは協力することのほか、他の教諭等が授業等で使用できる教材を作成すること等が想定される。
- 実施に当たっては、その位置付けやねらい、目的等について、授業等を担当する他の教諭等が作成する指導計画において明確にしておくことが必要である。その意味で、当該職務は、他の教諭等が主体となって担う職務の教育効果等を向上させるための補充的なものとなるが、養護「教諭」としての役割を体現するものでもあるため、養護教諭としても、その専門性を生かして、積極的に指導に参画していくことが求められる。
- また、これに加えて、養護教諭は、法令に基づいて、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされているが、これはあくまでも教諭・講師としての兼職発令に基づくものであることに留意が必要である。
- このため、各学校において、養護教諭に当該職務を担わせるか否かについては、校内における業務分担体制を俯瞰した上で、校長等の管理職が責任を持って判断することが必要である。

## ⑦ 心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談

- 上記①から③までに掲げたような職務を契機として、児童生徒等の心身の健康課題を把握し、当該児童生徒等や保護者等からの健康相談に対応することは、児童生徒等の心身の健康状態の保持増進を図り、以て児童生徒等の健やかな成長を期する上で極めて重要である。
- 日常的に児童生徒等と接する学級担任等が当該児童生徒等からの健康相談に対応することが適切な場合も多い一方で、養護教諭は、心身の健康課題の有無にかかわらず、学校生活に何らかの不安を抱く児童生徒等に対して、学級担任等とは異なる視点から相談に乗ることで、健康課題や不安の解決に向けた糸口の発見につなげることができるという強みを有している。
- 児童生徒等にとっては、健康相談を行うことにより、身体的な症状に起因するものも含めて、心理的ストレスの軽減が図られると考えられることから、健康課題の状態や心理的な状況等に応じて、校内に相談する相手が複数いることが重要であり、校長等の管理職の管理・監督のもと、学校医

や学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラー等も含め、それぞれの専門性を生かして、児童生徒等からの健康相談に対応するための体制を構築することが重要<sup>2</sup>となる。

- その意味で、養護教諭は、児童生徒等からの健康相談に対応する主体の一人という位置付けとなるが、一方で、養護教諭は「専門職」として、学校医や学校歯科医、スクールカウンセラー等の専門職とその他の教諭等をつなぐことができる専門性を有しており、児童生徒等からの健康相談に対応するための体制において、中心的な役割を担うことが期待される。
- その上で、健康相談により得られた情報については、児童生徒等のプライバシーや心情等にも配慮した上で、学校生活上、考慮すべき事項については、関係する教職員の間で共有するとともに、養護教諭においては、学級担任等に対して適切な助言を行うことが求められる。
- 養護教諭による健康相談の実施方法としては、様々な方法が考えられ、従前と同様、保健室等において対面で実施することも引き続き効果的である一方で、必ずしもそれにとらわれることなく、場合によっては、ICTを活用して、オンラインやSNSの活用等により実施する方が、児童生徒等にとって相談しやすいこともある。このため、児童生徒等の立場に立った上で、上述の相談に対応する主体も含めて、様々なチャンネルにより相談できる体制を整えることが重要である。
- また、児童生徒等の心身の健康課題が家庭生活に起因する場合も想定され、そういった場合にも、適切な対応をとることができるよう、校長等の管理職の管理・監督のもとで、学級担任等や養護教諭、更には、学校医や学校歯科医、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた校内体制を構築することが必要である。
- なお、養護教諭が、保護者等から自身の健康相談を受けているケースがあるといった指摘もあるが、保護者自身の健康に関する相談等は養護教諭の職務には含まれないことから、校長等の管理職が毅然と対応するべきである。
- 関連して、教職員が50人以上の学校においては、衛生管理者を置かなければならないとされており、養護教諭が充てられていることが多いものの、教職員の労働安全衛生については、一義的には養護教諭の職務ではなく、また、衛生管理者については、衛生管理者免許取得者、「保健体育」の

---

<sup>2</sup> 児童生徒等からの相談は、必ずしも原因が特定される場合に限られないことから、下記Ⅲ③の「食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導」も含めて、原因に依らず、児童生徒等からの相談に対応するための体制を構築することが必要となる。

中学・高校教諭、養護教諭等から選任することとされていることから、校長等の管理職が、校内の教職員の業務分担体制等を勘案して選任することが必要である。

## ⑧ 健康相談等を踏まえた保健指導

- 保健指導は、児童生徒等が自身の健康課題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度を育成するために行われるものである。健康相談や日常的な健康観察等により把握した児童生徒等の心身の健康課題について、更には校内で発生した救急処置事案や災害、事件・事故等の発生時において、その性質や内容に応じ、適切な対応をとることが必要であり、養護教諭が、学校医や学校歯科医、学校薬剤師等とも連携しながら、校長等の管理職のもとで具体的な業務について中心的な役割を担うことが求められる。
- 具体的には、児童生徒等が抱えている健康課題について、個々に即した目標を設定し、症状や原因、予防方法や対処方法、医療機関への受診、生活習慣の改善、学校生活を送る上での留意事項等について指導することが必要となる。
- そのほか、保健指導の実施に当たっては、全ての教職員の間で、目的や目標等について共通理解を図り、役割分担をしながら進めていくことが必要であり、養護教諭には、その専門性を生かして、他の教諭等に助言することが求められる。
- また、健康課題等のある児童生徒等の保護者に対して必要に応じて助言等を行うことのほか、保健だよりやその他の掲示物等を活用して、広く児童生徒等や保護者等に対する健康に関する普及・啓発を行うことも重要な役割となる。

## ⑨ 保健室経営

- 法令に基づいて、学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けることとされており、通常、養護教諭の主たる勤務場所となっている。
- 上記①から⑧までに掲げたような職務を円滑に実施するため、養護教諭が責任を持って、設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとして、保健室としての機能を果たすために必要な環境を整える必要がある（保健室の備品等について（令和3年2月3日付け文部科学省通知）参照）。
- 保健室経営計画は、当該学校の教育目標や学校保健目標等を受けて、そ



の具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画であり、職員会議や下記⑩に述べる学校保健委員会等の場を活用し、全ての教職員との間で共通理解を図ることが重要である。

- なお、保健室経営計画は、その趣旨・目的に鑑みれば、学校経営計画や学校保健計画と一体的に策定することも考えられることから、各地域や学校の実情に応じて、それらの計画と保健室経営計画を併せて策定するなど、事務の効率化を進めることも考えられる。
- また、保健室は、全ての児童生徒等にとって来室しやすい場所であることが望ましく、いわゆる保健室登校のように、様々な事情により教室に登校することが難しい児童生徒等を受け入れる場所としても有効に機能することが求められる。
- 一方で、養護教諭は、学級担任等とは異なる視点から児童生徒等に接することができることから、児童生徒等に安心感や、学校に登校する意欲やきっかけを与えることができるものの、教科等の指導の観点においては、必ずしも専門的な知見を有していないことから、児童生徒等を保健室で受け入れる場合においても、当該児童生徒等に対する教科等の指導について養護教諭のみが対応することは必ずしも適切ではなく、当該児童生徒等の状況も踏まえた上で、校長等の管理職の管理・監督のもと、学級担任等との役割分担を行うことが不可欠である。

## ⑩ 保健組織活動

- 養護教諭は、他の教諭等とは異なる専門性を有しており、その専門性に基づいて、学校保健活動の推進に中心的な役割を果たすことが求められている。一方で、そのことは、学校保健活動を養護教諭が単独で担うことを意味するものではなく、むしろ、保健主事や日常的に児童生徒等と接する学級担任等に具体的な対応を委ねるべきものの方が多いとも考えられる。
- 養護教諭に求められるのは、校長等の管理職の管理・監督のもとで、当該学校における学校保健活動の全体像を描き、各々の教職員が果たすべき役割を明確化するとともに、その具体的な実施に係る助言に当たることに力点を置くことが適切である。
- その一環として、学校保健活動を、個々の教職員としてではなく、組織的に推進するため、保健主事等とともに、各学校で組織されている学校保健委員会や保健部等における検討を主導し、学校保健計画の策定に中心的な役割を果たすことが必要である。

## (2) 保健主事との関係について

- このほか、各学校に置かれる職のうち、養護教諭が実施する職務との関係で留意すべきものとして、保健主事が挙げられる。
- 保健主事は、法令上、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たることとされ、指導教諭、教諭又は養護教諭をもって充てるとされており、実際には、養護教諭がその職に充てられているケースが多いものと考えられる。
- 養護教諭は、学校保健に関し、他の教諭等にはない専門性を有していることから、保健主事としての役割を適切に担うことができると考えられる一方で、必ずしも養護教諭でなければ保健主事としての役割を担うことができない訳でもなく、場合によっては、養護教諭とは別の者を保健主事とすることで、養護教諭との連携による効果的な対応が可能となることも考えられる。
- このため、慣例的に養護教諭を保健主事に充てるのではなく、校長等の管理職が、校内全体の業務分担体制を把握した上で、学校保健活動をより効果的に機能させるという観点から保健主事を選任することが不可欠である。

## Ⅲ 栄養教諭に担うことが求められる職務について

栄養教諭については、文部科学省により平成 29 年 3 月に取りまとめられた「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進の PDCA<sup>3</sup>」において、現状において栄養教諭が担っている職務ごとに、栄養教諭の役割や他の教職員の関わり等について整理されている。この取りまとめにおける考え方は、基本的には現在も当てはまるものであり、以下においては、それらの考え方を踏襲した上で、栄養教諭に担うことが求められる職務に関し、その具体的な業務の実施に当たって留意すべき事項を整理することとする。

上記Ⅱの養護教諭と同様、これらの職務については、栄養教諭が校内の中心的な役割を果たすべきものと、他の教職員との役割分担の中で適切な役割を果たすべきものとに分類され、基本的な方向性としては、前者としては下記のう

<sup>3</sup> 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進の PDCA～」(平成 29 年 3 月文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/l385699.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/l385699.htm)

ち③、④及び⑤が、後者としては下記のうち①及び②が該当するものと考えられるが、具体には、地域の実情等に応じて各教育委員会や学校ごとに定められるべきものとなる。

なお、栄養教諭については、いずれの学校種においても必置とはされておらず、その任用・配置の状況は、議論の取りまとめにあるとおりとなっている。このため、現状においては、栄養教諭が配置されていない学校も少なからずあるが、そういった学校においても、以下に掲げる職務（特に食に関する指導）について、他の学校や教育委員会等に配置され、当該学校を担当する栄養教諭が必要な指導・助言等を行うことが望ましい。

また、養護教諭は、校内に設置された保健室を主たる勤務場所とする一方で、栄養教諭は、当該学校の給食の実施方式により、主たる勤務場所が校内ではない場合もあるが、以下に掲げる職務の具体の実施方法の検討や他の教職員との役割分担の明確化等を行うに当たっては、栄養教諭の勤務場所の観点も含めて、サービス監督権者である教育委員会等や校長等の管理職が適切に判断することが必要である。

## <食に関する指導>

### ① 給食の時間における食に関する指導

- 学校給食は、児童生徒等に望ましい食習慣を育成し、食事を通して人間関係をよりよくするために、効果的な教材であり、年間を通じた計画的・継続的な指導を行うことが重要である。
- 給食の時間における食に関する指導は、基本的には、学級担任等が実施することとなるが、栄養教諭は、教育効果をより高めるために、その専門性を生かして、学級担任等が作成する指導計画や指導内容・方法への助言や給食指導の際に活用できる共通的（汎用的）な資料の作成・提供等を行うことが考えられる。
- このほか、栄養教諭は、他の教諭等とは異なる専門性を有することから、その立場で、児童生徒等に対して直接指導することも効果的であり、サービス監督権者である教育委員会等や校長等の管理職は、栄養教諭の勤務場所等、サービス上の配慮・措置を適切に実施することが必要である。一方で、栄養教諭が複数校を担当している又は主たる勤務場所が校内ではない等の場合において、一人の栄養教諭が全ての学年・学級等を対象に指導を行うことは現実的ではない。また、栄養教諭が配置されている場合においても、全ての学年・学級等を対象に継続的に体系的な指導を行うことは時間的な制約が生じることとなる。

- このため、直接児童生徒等に対して指導を行う場合には、指導計画に位置付けた上で、効果的なポイント・タイミングで実施することが不可欠であり、そのためには、学級担任等との密接な連携が不可欠となる。
- また、双方向のやり取りに制約は生じるものの、ICTを活用することで、同じ学校は勿論、異なる学校であっても、複数の学級に対して同時に指導することが可能であり、積極的な活用を検討すべきである。

## ② 各教科等における指導への参画

- 栄養教諭は、他の教諭等とは異なるバックグラウンドのもと、その職務の遂行を通じて、他の教諭等とは異なる専門性を備えており、その専門性を各教科等における指導に活用することは、児童生徒等への教育効果等の観点からも有効であることが考えられる。
- 食に関する指導については、学習指導要領上、体育科（保健体育科）や家庭科（技術・家庭科）、特別活動のほか、その他の教科等においてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとされている。一方で、食に関する指導を効果的に実施していくためには、これらの教科等を俯瞰した上で、食に関する指導として指導内容を体系的に構築する必要があり、栄養教諭は、各教科等の教諭等の協力を得て、教科等ごとの指導内容を検討し、指導計画上に位置付けるとともに、食に関する指導について、学校教育活動全体におけるマッピングを行い、可視化していくことが求められる。
- また、栄養教諭が行う業務としては、他の教諭等とのチーム・ティーチングで各教科等における指導に参加しないしは協力することのほか、他の教諭等が授業等で使用できる教材を作成すること等も想定される。
- 食に関する指導の実施に当たっては、その位置付けやねらい、目的等について、授業等を担当する他の教諭等が作成する指導計画上において明確にしておくことが必要である。その意味で、当該職務は、他の教諭等が主体となって担う職務の教育効果等を向上させるための補充的なものとなるが、栄養「教諭」としての役割を体現するものでもあるため、栄養教諭としても、その専門性を生かして、積極的に指導に参画し、食に関する指導の機会を充実していくことが求められる。

## ③ 食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導

- 偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等は増加傾向にあると指摘されており、栄養教諭は、議論の取りま

とめで述べたように、各学校において、児童生徒等の食に関する課題に責任を有する立場として、これらの課題の改善に向けて、その専門性を生かして、学級担任等や養護教諭、場合によっては、学校医等とも連携した上で、きめ細かな指導・助言を行っていくことが求められる。

- これらは、学校給食法第10条（学校給食を活用した食に関する指導）のほか、学校保健安全法第8条（健康相談）及び第9条（保健指導）にも位置付けられ得るものであり、上記Ⅱ（1）⑦及び⑧で述べたように、校長等の管理職の管理・監督のもとで、養護教諭等と適切な役割分担の中で取組を進めていくことが重要であるとともに、上記①と同様、サービス監督権者である教育委員会等や校長等の管理職において、サービス上の配慮・措置を適切に実施することが必要である。
- 個別的な相談・指導は、栄養学等の専門的な知識に基づいた対応が必要であり、栄養教諭は、その専門性を生かして、児童生徒等への日常的な相談・指導に対応する学級担任等を支援するとともに、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応するなど、栄養教諭が、他の教職員と連携しながら、個々の児童生徒等の状況を把握し、必要に応じて学校医等の協力を得るなど、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要がある。
- その際、児童生徒等に対して直接指導することのほか、食に関する健康課題については、家庭での食生活や生活習慣と密接に関係しており、その解消に向けては、家庭の役割が多くを占めることから、保護者等への働きかけを行い、保護者等の理解・協力を得ながら、児童生徒等が学校生活を送る上で必要な範囲で進めることが必要である。
- また、保護者等への対応については、その児童生徒等が置かれている状況にも依るものの、日常的に児童生徒等と接している学級担任等を中心に行うことが適当であり、栄養教諭は、児童生徒等に対してと同様、専門的な立場から、学級担任等を支援するとともに、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応すること等が求められる。

### <学校給食の管理>

学校給食の管理は、食に関する指導と並ぶ、栄養教諭の職務の柱の一つとなる。また、学校給食の管理に、栄養教諭及び学校栄養職員以外の他の教職員が関与することは想定されないものの、逆に、本来、学校給食の管理に含まれない業務まで、栄養教諭に委ねられているのではないかという指摘もあるため、他の教職員との役割分担を明確にした上で対応することが必要である。

具体的には、学校給食の栄養管理は、栄養教諭の職務であることは当然であるが、献立作成を越えて、食材の調達に係る契約手続きや、学校給食の調理そのものまで栄養教諭が担っているケースが散見される。これらの業務は、栄養「教諭」の本務としては必ずしも適切ではないため、見直しを行うことが望ましい。

#### ④ 栄養管理（献立作成）

- 学校給食摂取基準や食品構成に配慮した献立の作成、食事状況調査や残食調査等を通じて適切な栄養管理を行うことは、栄養教諭の重要な業務となる。
- このうち、献立の作成に当たっては、栄養教諭の専門性を生かし、学級担任等による給食指導をはじめとする食に関する指導も見据えた上で、多様な食品を適切に組み合わせることが必要となる。
- 一方で、摂取エネルギーや栄養バランス、アレルギーの有無など、様々な要素を踏まえる必要があることから、ソフトウェアやアプリを活用して、事務の効率化を図るべきである。
- また、栄養教諭が配置され、自校調理方式の学校においても、必ずしも学校ごとに独自の献立を作成する必要性はないものと考えられるため、地域や学校の実情に応じ、複数校による共通献立の作成等も検討すべきである。これにより、栄養教諭の物理的な時間的余裕が確保され、食に関する指導の充実にもつながり得るものと考えられる。

#### ⑤ 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（管理、分析、確認、指導・助言）

- 栄養教諭は、学校薬剤師等の協力を得て、日常的に又は定期的に点検・検査を行い、学校給食施設・設備について、衛生管理上問題のある場合には、校長等に報告し、必要な措置が講じられるようにすることが求められる。
- 具体的には、栄養教諭は、学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食調理場における衛生管理責任者として、その施設・設備や食品、学校給食調理員の衛生管理を担当することが必要となるが、その際には、実際の調理を担う学校給食調理員との業務内容の整理・分担や ICT の活用等により、業務の効率化を図ることが重要である。
- また、学級担任等が児童生徒等に対して、衛生的な配食や異物混入防止等の衛生管理に関する指導を行う際には、栄養教諭が、専門性を生かして、指導・助言を行うことも必要である。